浜松市墓園・墓地及び納骨堂
指定管理者募集要項

浜松市市民部市民生活課

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者募集要項　目次

１　対象施設の概要・・・

1　対象施設の概要

（1）施設名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
浜松市中沢墓園	浜松市中区中沢町 5 番
浜松市三方原墓園	浜松市北区根洗町 784 番地
浜松市舞阪吹上墓地	浜松市西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18
浜松市雄踏墓地(1 号区及び2 号区)	浜松市西区雄踏町宇布見 5961 番地の 4
浜松市雄踏墓地(3 号区)	浜松市西区雄踏町山崎 1787 番地
浜松市細江高台墓地	浜松市北区細江町中川 7172 番地の 1954
浜松市船明墓地	浜松市天竜区船明 2065 番
浜松市納骨堂	浜松市北区三方原町 2420 番地の 2

※資料２「墓地の位置図及び概要図」参照

（2）施設概要等

【墓園、墓地】

項　目	墓所 1 区画面積（㎡）	総面積（㎡）	全体区画数
浜松市中沢墓園	1.65、3.30	70,396.00	2,989
浜松市三方原墓園	1.44、3.0、3.30、3.75、9.91	161,041.00	11,912
浜松市舞阪吹上墓地	1.49	5,220.00	521
浜松市雄踏墓地(1 号区及び 2 号区)	1.20、1.50	2,378.00	506
浜松市雄踏墓地(3 号区)	1.39		
浜松市細江高台墓地	1.44	1,489.00	517
浜松市船明墓地（令和 4 年度現在）	2.00、3.00、3.25	26,395.30	2,628

＊指定管理者の各年度の管理面積

・令和５年度～令和９年度まで　19,044 区画　　266,919.3 ㎡

＊各年の指定管理料は、管理面積の変動に連動して変更するものであり、当初合意された条件（面積等）が著しく変わる場合は、指定管理料について指定管理者と協議する。

【納骨堂】

名　　称	構造等	延床面積(㎡)	収蔵能力
浜松市納骨堂	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 1 階建	311．94	永年収蔵　6,000 体 期限付収蔵 3,000 体

（3）施設の設置目的

焼骨を埋蔵する墓所及び収蔵する場所を市民に提供するため墓園・墓地、納骨堂を設置するものです。

（4）業務時間　　午前８時３０分～午後５時１５分

（5）休業日　　年末年始（１２月２９日～１月３日）

ただし、供物等の処分については、年末年始の期間中も業務を行う。

（6）年間利用予想者数、主な利用者

利用予想者数　　130,000 人

主な利用者　　墓参者、一般市民（散策等）

（7）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」とい

う。）及び同条例施行規則、浜松市墓園・墓地条例及び同条例施行規則、浜松市納骨堂条例及び同条例施行規則、墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（８）現在の指定管理者に関すること

管理者名　東海ビル管理株式会社

指定期間　平成３０年４月１日から令和５年３月３１日までの５年間

２　指定管理者が行う業務の範囲

（１）墓所の利用許可の手続に関する業務

（２）納骨堂の利用許可の手続に関する業務

（３）浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者仕様書に記載する業務に関すること

（４）上記のほか、墓地の管理に関して市長が必要と認める業務

※浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５年間

４　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに支払い

毎月末日から２０日以内に指定管理者の請求により支払います。

※指定管理料は、毎月の後払いとなります。

５　使用料の規定

（１）　墓地使用料・管理費用

（２）　永年納骨使用料・期限付納骨使用料

※使用料の詳細は、浜松市墓園・墓地条例及び浜松市納骨堂条例をご覧下さい。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　指定管理料の上限額（管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。）

令和５年度　４５,０９３,０００円

令和６年度　４６,０９３,０００円

令和７年度　４７,０９３,０００円

令和８年度　４８,０９３,０００円

令和９年度　４９,０９３,０００円

合計　２３５,４６５,０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

※各年の指定管理料は、管理面積の変動に連動して変更するものであり、当初合意された条件（面積等）が著しく変わる場合は、指定管理料について協議するものとします。

８　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと。
（２）会社更生法､民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。
（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。
（４）暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。
（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。
(10) 過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
(11) 共同事業体による応募は可とする。
(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
(13) 浜松市墓園・墓地及び納骨堂の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体。

９　提出書類

提出部数は１１部　（正本１部、副本１０部）
（１）指定申請書「別紙第３号様式」
（２）宣誓書「別紙第４号様式」
（３）役員等名簿「別紙第４－２号様式」
（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書)、など経営状況のわかるもの
（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県

内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください。）

③市税完納証明書

※指定管理者に選定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（9）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか。

①委任状（別紙第４－４号様式）

②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

（10）浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者事業計画書「別紙第５号様式」（全期間分）

（11）提案資料（当日プレゼンテーション資料）

（12）提案資料の取扱いに関する回答書（別紙第４－５号様式）

（13）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同企業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

１０　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「市民部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「市民部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１１　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和４年６月２０日（月）～８月４日（木）	募集要項のホームページ掲載及び配布
６月２０日（月）～７月６日（水）	募集要項に関する照会、質問事項の受付
７月　１日（金）	応募者説明会及び施設案内
７月１５日（金）	質問事項に対する回答
６月２０日（月）～８月４日（木）	提出書類の申請受け付け
８月中旬　～８月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

９月上旬（予定）	ヒアリング・プレゼンテーションの開催
	候補者選定のための選定会議
９月下旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
１０月上旬	仮基本協定の締結

１２月下旬	指定管理者の指定（１１月市議会議決による）
１月中旬	基本協定締結
１月中旬　～　３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１２　募集要項の配布

募集要項は、令和４年６月２０日（月）から８月４日（木）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市市民部市民生活課
　　〒430－8652 浜松市中区元城町１０３番地の２
　　電話：０５３－４５７－２０２６

・配布時間：午前９時～午後５時１５分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→創業・産業・ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

１３　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和４年６月２０日（月）から７月６日（水）までとします。（受付時間 午前９時～午後５時１５分）

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別紙様式）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和４年７月１５日（金）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。（以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください。）

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市市民部市民生活課　管理調整グループ　担当者：小池、鈴木
〒430－8652　浜松市中区元城町１０３番地の２　ファクス：０５３－４５２－０２９１
メールアドレス：simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１４　応募者説明会及び施設案内、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての応募者説明会及び施設案内を開催します。

・日時　　令和４年７月１日（金）　午前９時～午後４時（予定）

・場所　　浜松市中区中沢町５番　中沢墓園集合

・日程　　午前：中沢墓園⇒雄踏墓地⇒舞阪吹上墓地⇒三方原墓園（管理棟にて説明会）
　　午後：細江高台墓地⇒船明墓地

※現地集合で各墓園・墓地の移動は各自で行っていただきます。

※応募者説明会、施設案内に参加される場合は、「指定管理者応募者説明会及び施設案内参加申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、令和４年６月２９日（水）午後４時までに電子メールにてお申し込みください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時　　令和４年９月上旬（予定）

・場所　　浜松市中区元城町１０３番地の２

※詳しくは指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１５　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和４年６月２０日（月）から令和４年８月４日（木）（受付時間午前８時３０分～午後５時１５分）までに浜松市市民部市民生活課に提出してください（必着。郵送可）

１６　費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１７　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１８　選定基準

資料１のとおり

１９　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

（２）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間						
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4	
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%	

選定時評価点 73.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

（３）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業計画書、事業報告書の提出期限超過
・事業計画書、事業報告書が指定どおりの内容となっていない

２０　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和４年９月下旬までに文書にてお知らせします。

２１　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由
③提案の概要
④提案金額
⑤評価内容
⑥評価結果（点数）

※合格点は資料１選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第４－５号様式」
・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報

が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、９提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２２　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和４年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２３　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先
浜松市市民部市民生活課　担当者　小池、鈴木　電話053-457-2026
メールアドレス　simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

資料１

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
１	施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.8 点以上）		
	(1)　施設の性格や目的の理解	3	
	(2)　提案が市の施策に沿ったものであること	5	
	小　計	8	
２	事業提案（計画）に関する項目（合格点 30.0 点以上）		
	(1)　事業の具体的取組み方（機能性）	10	
	(2)　施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	8	
	(3)　適正な管理・モニタリング（規律性）	10	
	(4)　安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	
	(5)　市民サービスの向上（独創性）	6	
	(6)　環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	
	(7)　平等利用（平等性）	3	
	小　計	50	
３	指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
	(1)　団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	7	
	(2)　施設の運営実績（団体の能力）	7	
	(3)　団体の地域貢献（地域の活性化）	4	
	小　計	18	
４	指定管理者の活動に関する項目		
	(1)　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
	(2)　各種認定等の有無	1	
	小　計	4	
５	指定管理料に関する項目（１）（合格点 6.0 点以上）		
	収支計画の妥当性	10	
	小　計	10	
６	指定管理料に関する項目（２）		
	$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}}$ × 配点	10	
	小　計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　　計		100	

〈選定条件〉

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の６割以上（合格点）であること。

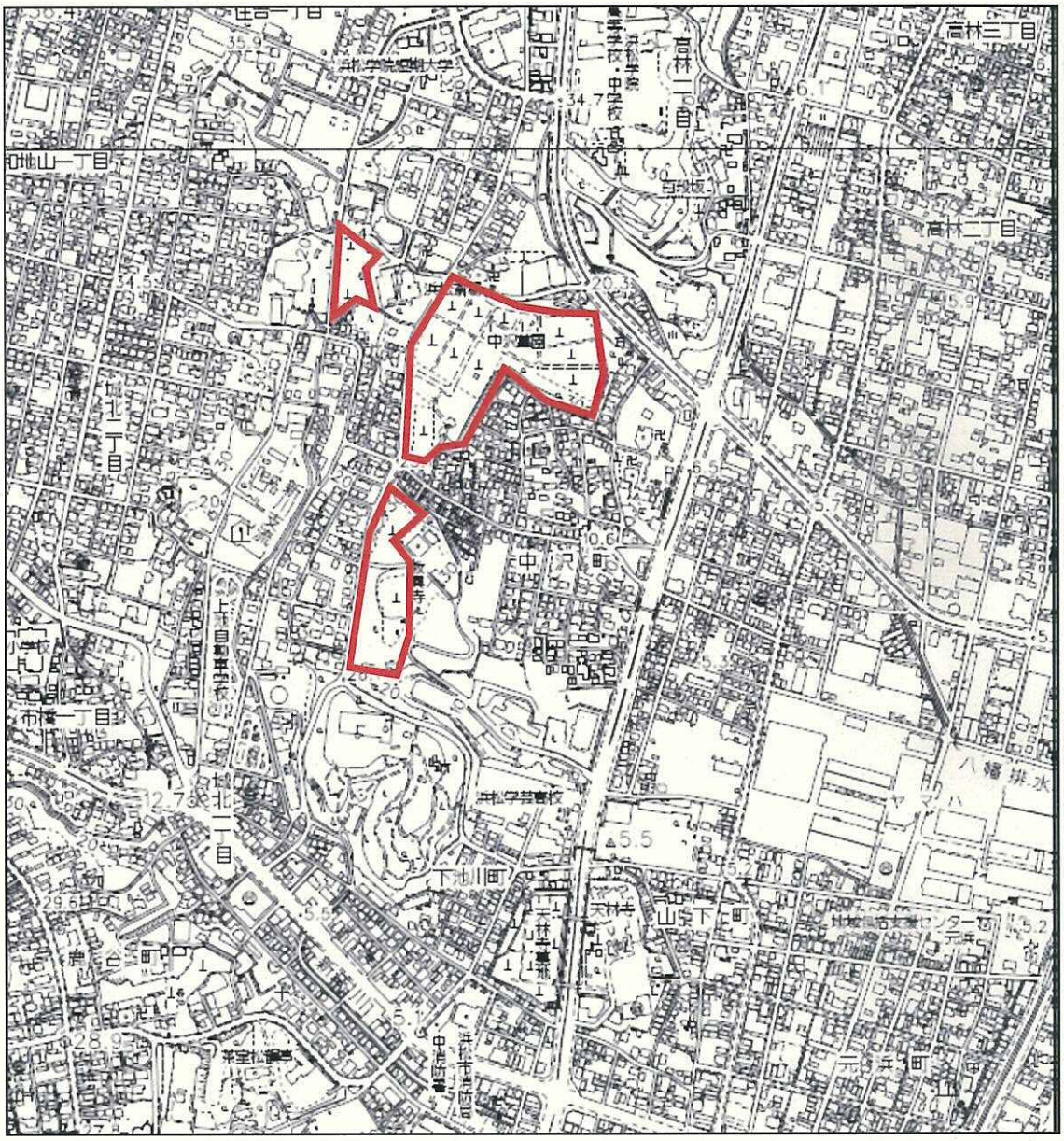
２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。

資料２　墓地の位置図及び概要図

浜松市中沢墓園（浜松市中区中沢町５番地）

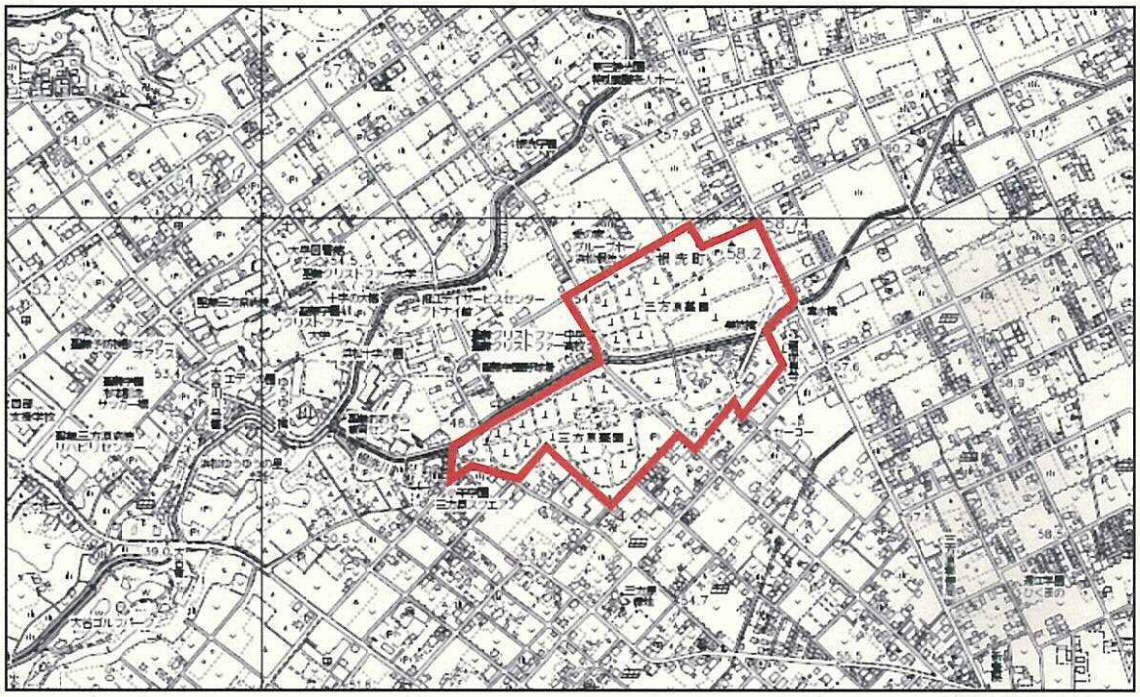


中沢墓園概要図
（浜松市中沢町5番ほか）

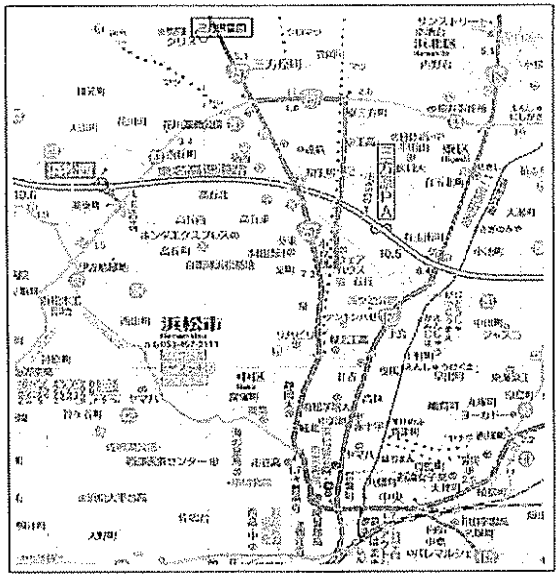


資料２　墓地の位置図及び概要図

浜松市三方原墓園（浜松市北区根洗町 784 番地）



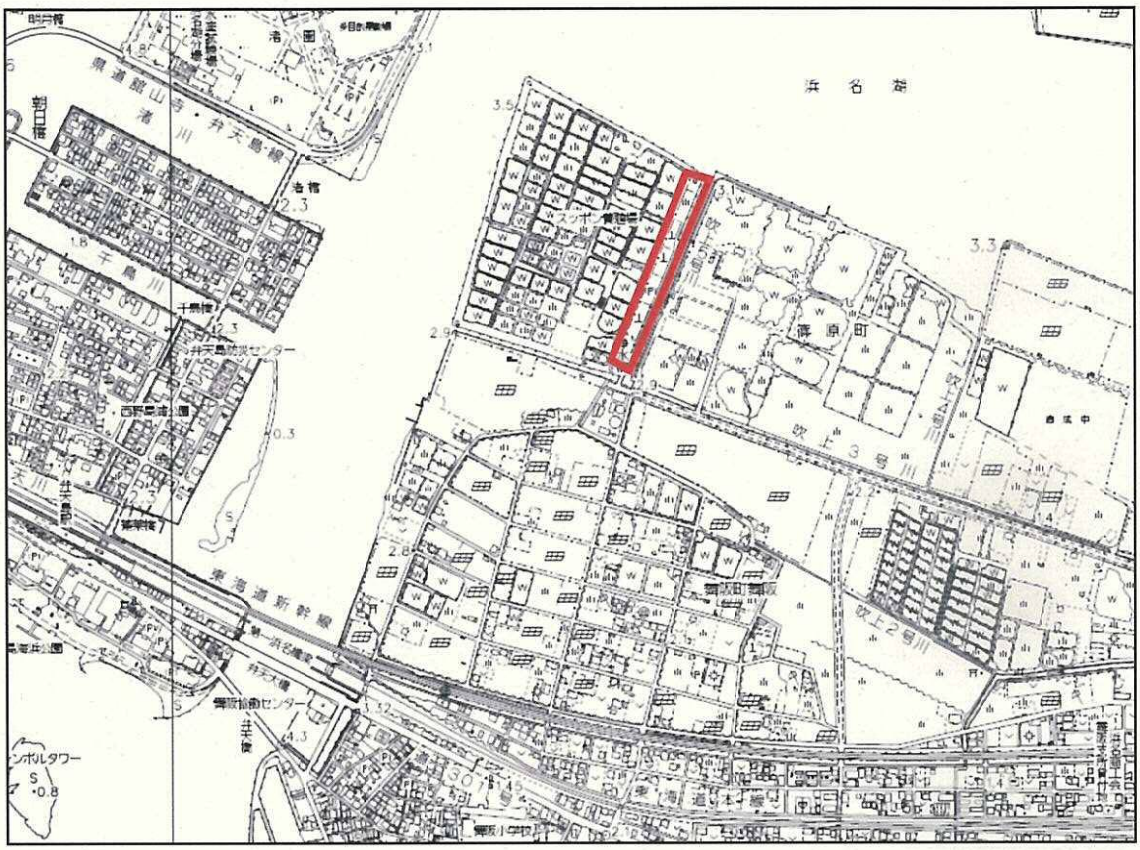
三方原墓園案内図


浜松市

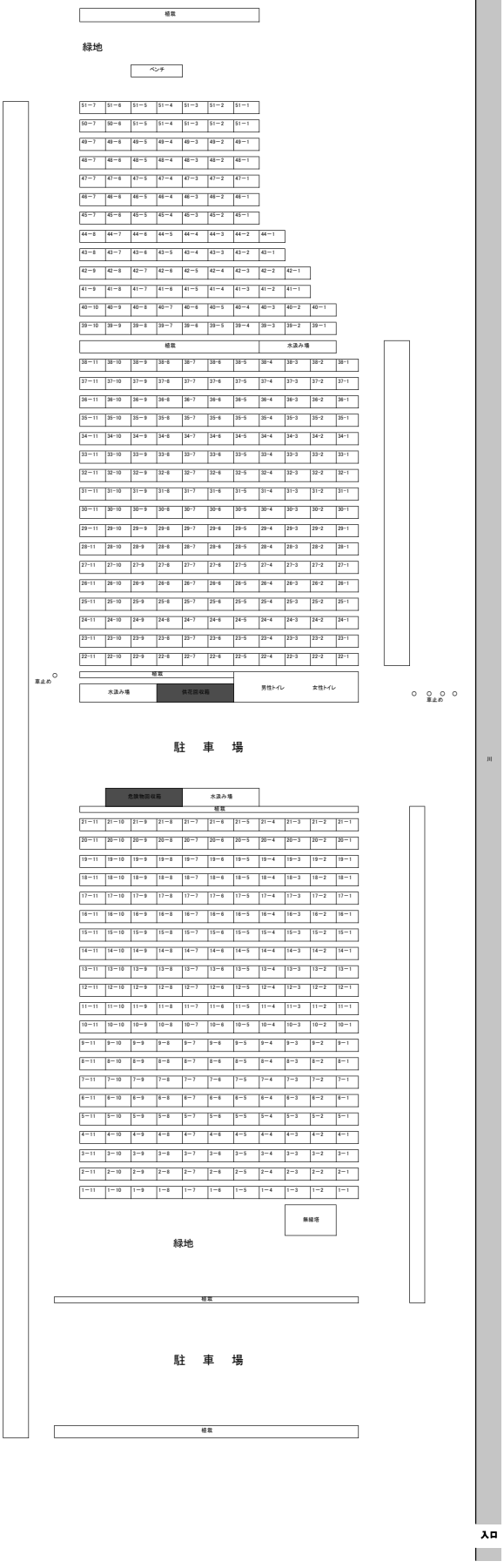
北
西
東
南
100m
三方原合戦の碑
バス停
三方原墓園
浜松駅15番ターミナルから
渋川行き、奥山行きを
ご利用下さい。
納骨堂
龍保寺
ファーマーズ
マーケット
GS
バス停
別院
浜松東部クラブ
メモ欄
三方原墓園管理事務所
〒433-8108
浜松市北区根洗町784番地
☎053-437-8108

資料２　墓地の位置図及び概要図

浜松市舞阪吹上墓地（浜松市西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18）

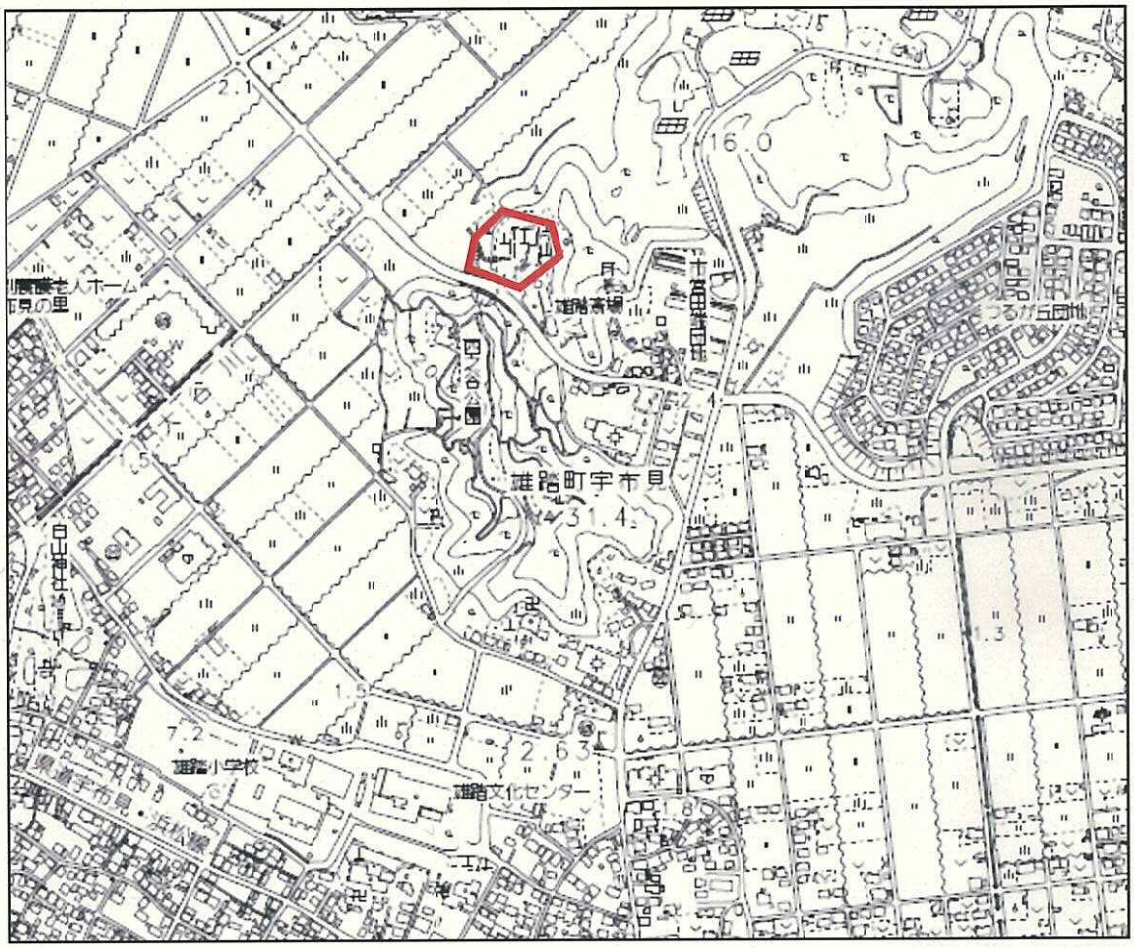


舞阪吹上墓地


植栽
緑地
ベンチ
51－7 51－6 51－5 51－4 51－3 51－2 51－1
50－7 50－8 51－5 51－4 51－3 51－2 51－1
49－7 49－6 49－5 49－4 49－3 49－2 49－1
48－7 48－8 48－5 48－4 48－3 48－2 48－1
47－7 47－6 47－5 47－4 47－3 47－2 47－1
46－7 46－8 46－5 46－4 46－3 46－2 46－1
45－7 45－6 45－5 45－4 45－3 45－2 45－1
44－8 44－7 44－6 44－5 44－4 44－3 44－2 44－1
43－8 43－7 43－6 43－5 43－4 43－3 43－2 43－1
42－9 42－8 42－7 42－6 42－5 42－4 42－3 42－2 42－1
41－9 41－8 41－7 41－6 41－5 41－4 41－3 41－2 41－1
40－10 40－9 40－8 40－7 40－6 40－5 40－4 40－3 40－2 40－1
39－10 39－9 39－8 39－7 39－6 39－5 39－4 39－3 39－2 39－1
植栽
水道み場
38－11 38－10 38－9 38－8 38－7 38－6 38－5 38－4 38－3 38－2 38－1
37－11 37－10 37－9 37－8 37－7 37－6 37－5 37－4 37－3 37－2 37－1
36－11 36－10 36－9 36－8 36－7 36－6 36－5 36－4 36－3 36－2 36－1
35－11 35－10 35－9 35－8 35－7 35－6 35－5 35－4 35－3 35－2 35－1
34－11 34－10 34－9 34－8 34－7 34－6 34－5 34－4 34－3 34－2 34－1
33－11 33－10 33－9 33－8 33－7 33－6 33－5 33－4 33－3 33－2 33－1
32－11 32－10 32－9 32－8 32－7 32－6 32－5 32－4 32－3 32－2 32－1
31－11 31－10 31－9 31－8 31－7 31－6 31－5 31－4 31－3 31－2 31－1
30－11 30－10 30－9 30－8 30－7 30－6 30－5 30－4 30－3 30－2 30－1
29－11 29－10 29－9 29－8 29－7 29－6 29－5 29－4 29－3 29－2 29－1
28－11 28－10 28－9 28－8 28－7 28－6 28－5 28－4 28－3 28－2 28－1
27－11 27－10 27－9 27－8 27－7 27－6 27－5 27－4 27－3 27－2 27－1
26－11 26－10 26－9 26－8 26－7 26－6 26－5 26－4 26－3 26－2 26－1
25－11 25－10 25－9 25－8 25－7 25－6 25－5 25－4 25－3 25－2 25－1
24－11 24－10 24－9 24－8 24－7 24－6 24－5 24－4 24－3 24－2 24－1
23－11 23－10 23－9 23－8 23－7 23－6 23－5 23－4 23－3 23－2 23－1
22－11 22－10 22－9 22－8 22－7 22－6 22－5 22－4 22－3 22－2 22－1
植栽
車止め
水道み場
供花回収箱
男性トイレ
女性トイレ
車止め
駐 車 場
危険物回収箱
水道み場
植栽
21－11 21－10 21－9 21－8 21－7 21－6 21－5 21－4 21－3 21－2 21－1
20－11 20－10 20－9 20－8 20－7 20－6 20－5 20－4 20－3 20－2 20－1
19－11 19－10 19－9 19－8 19－7 19－6 19－5 19－4 19－3 19－2 19－1
18－11 18－10 18－9 18－8 18－7 18－6 18－5 18－4 18－3 18－2 18－1
17－11 17－10 17－9 17－8 17－7 17－6 17－5 17－4 17－3 17－2 17－1
16－11 16－10 16－9 16－8 16－7 16－6 16－5 16－4 16－3 16－2 16－1
15－11 15－10 15－9 15－8 15－7 15－6 15－5 15－4 15－3 15－2 15－1
14－11 14－10 14－9 14－8 14－7 14－6 14－5 14－4 14－3 14－2 14－1
13－11 13－10 13－9 13－8 13－7 13－6 13－5 13－4 13－3 13－2 13－1
12－11 12－10 12－9 12－8 12－7 12－6 12－5 12－4 12－3 12－2 12－1
11－11 11－10 11－9 11－8 11－7 11－6 11－5 11－4 11－3 11－2 11－1
10－11 10－10 10－9 10－8 10－7 10－6 10－5 10－4 10－3 10－2 10－1
9－11 9－10 9－9 9－8 9－7 9－6 9－5 9－4 9－3 9－2 9－1
8－11 8－10 8－9 8－8 8－7 8－6 8－5 8－4 8－3 8－2 8－1
7－11 7－10 7－9 7－8 7－7 7－6 7－5 7－4 7－3 7－2 7－1
6－11 6－10 6－9 6－8 6－7 6－6 6－5 6－4 6－3 6－2 6－1
5－11 5－10 5－9 5－8 5－7 5－6 5－5 5－4 5－3 5－2 5－1
4－11 4－10 4－9 4－8 4－7 4－6 4－5 4－4 4－3 4－2 4－1
3－11 3－10 3－9 3－8 3－7 3－6 3－5 3－4 3－3 3－2 3－1
2－11 2－10 2－9 2－8 2－7 2－6 2－5 2－4 2－3 2－2 2－1
1－11 1－10 1－9 1－8 1－7 1－6 1－5 1－4 1－3 1－2 1－1
無線塔
緑地
植栽
駐 車 場
植栽
川
入口

資料２　墓地の位置図及び概要図

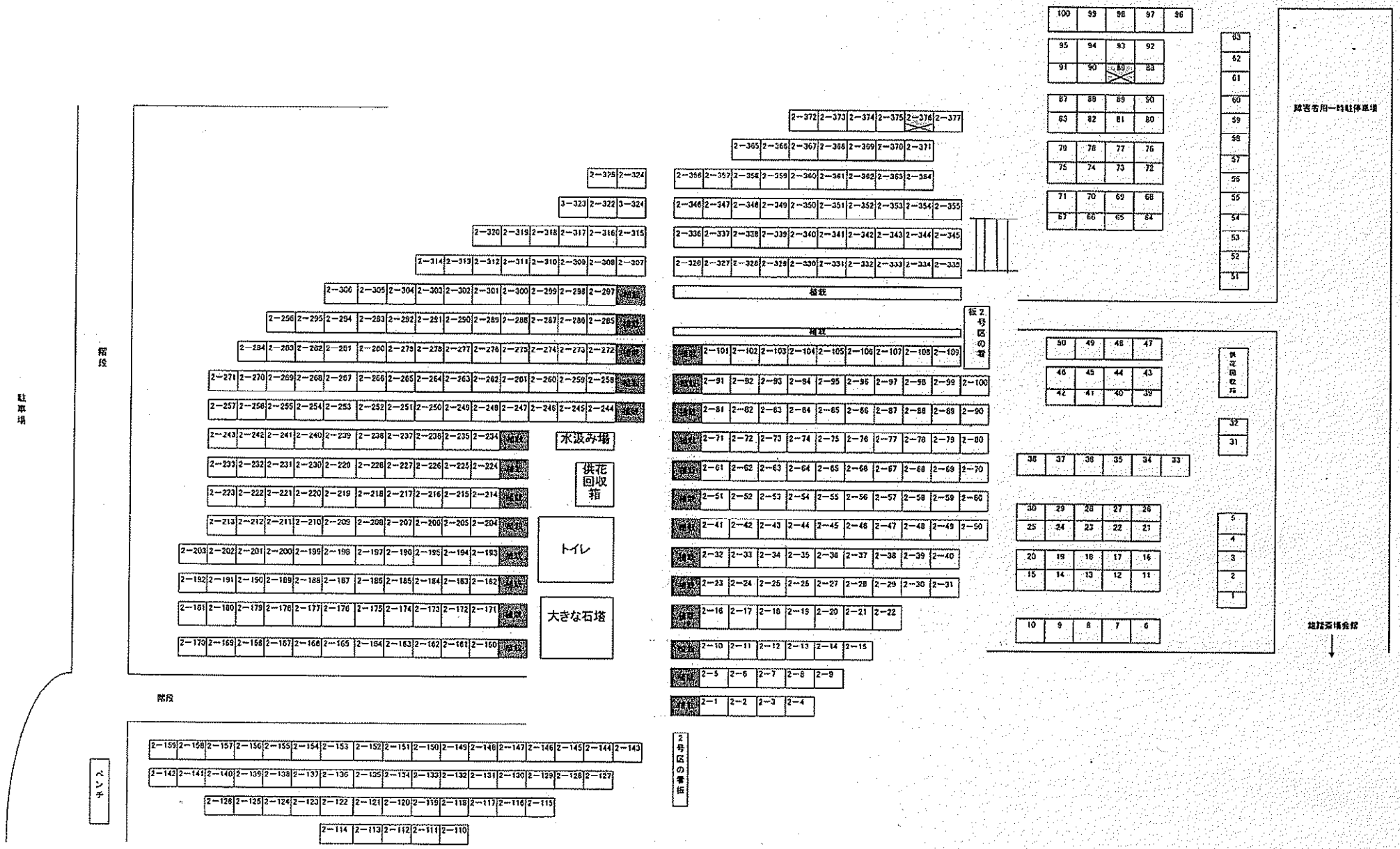
浜松市雄踏墓地（１号区及び２号区）（浜松市西区雄踏町宇布見 5961 番地の 4）



雄踏墓地配置図

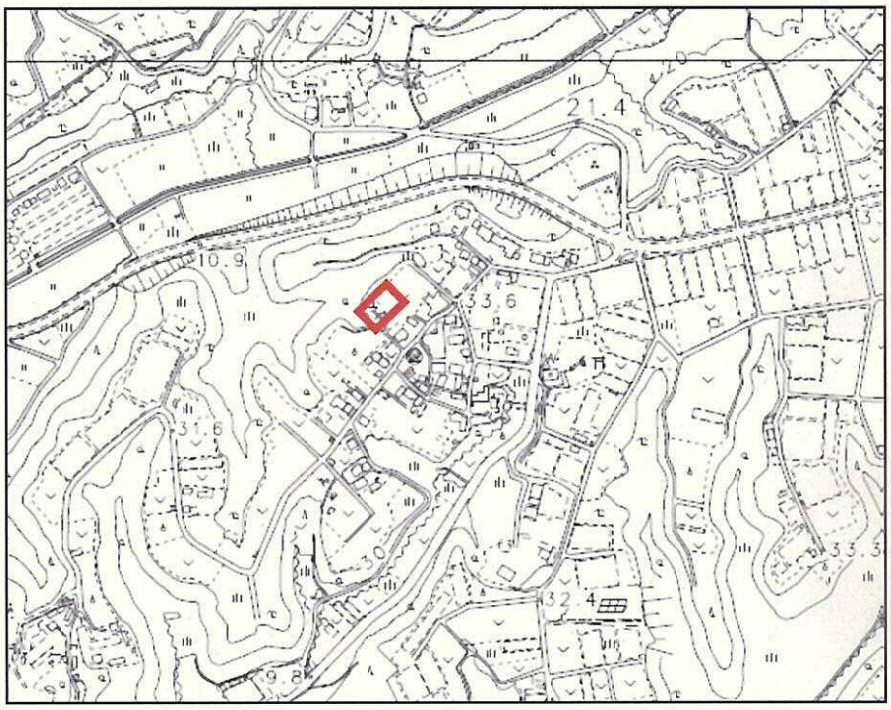
雄踏墓地　2号区

雄踏墓地　1号区

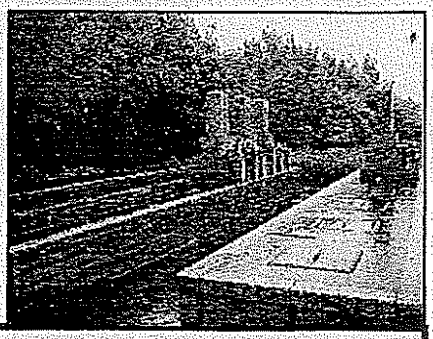


資料２　墓地の位置図及び概要図

浜松市雄踏墓地（３号区）（浜松市西区雄踏町山崎 1787 番地）



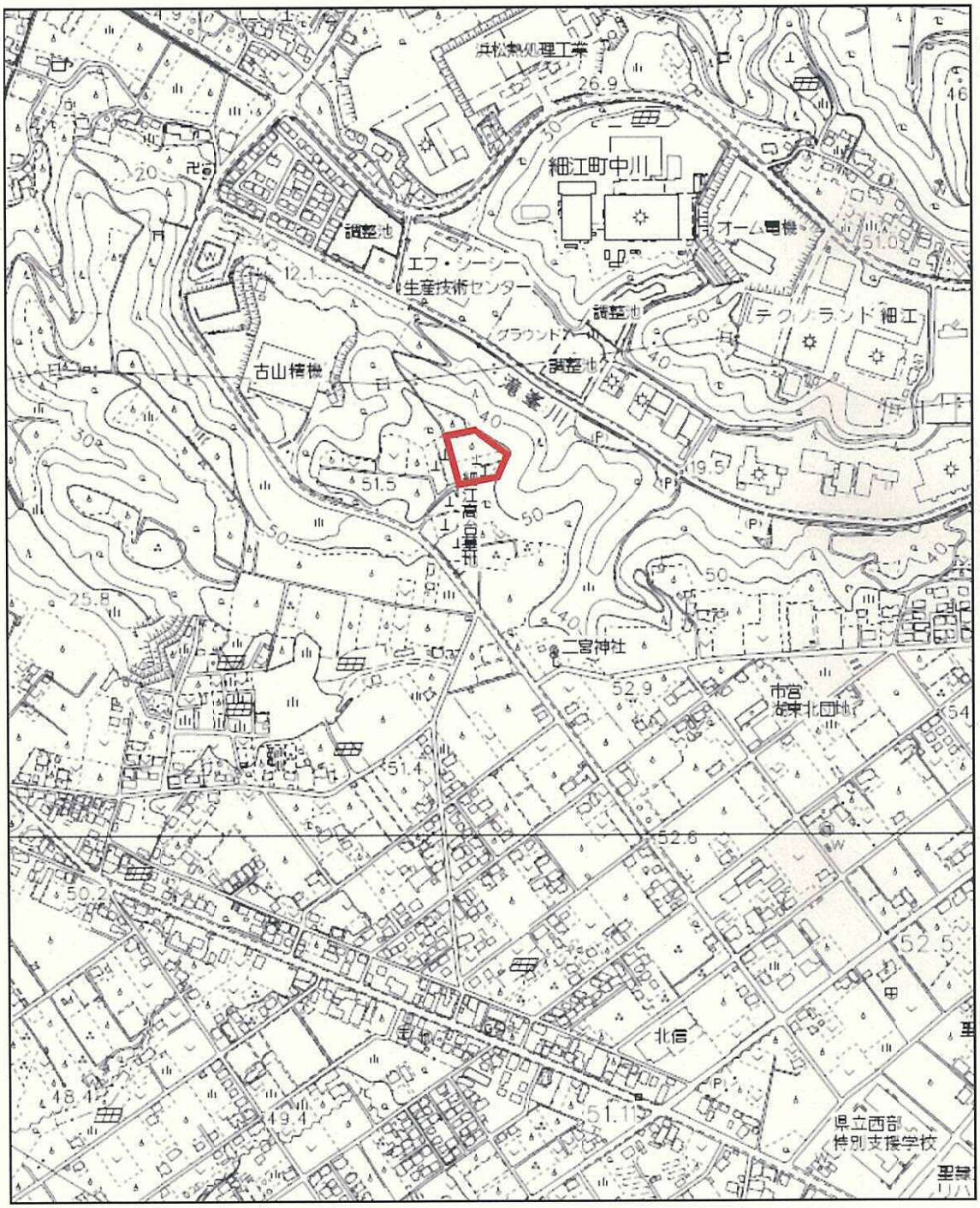
雄踏町墓地3号区配置図



3-29	3-28	3-27	3-26	3-25	3-24	3-23	3-22
3-21	3-20	3-19	3-18	3-17	3-16	3-15	
3-14	3-13	3-12	3-11	3-10	3-9	3-8	
3-7	3-6	3-5	3-4	3-3	3-2	3-1	

資料２　墓地の位置図及び概要図

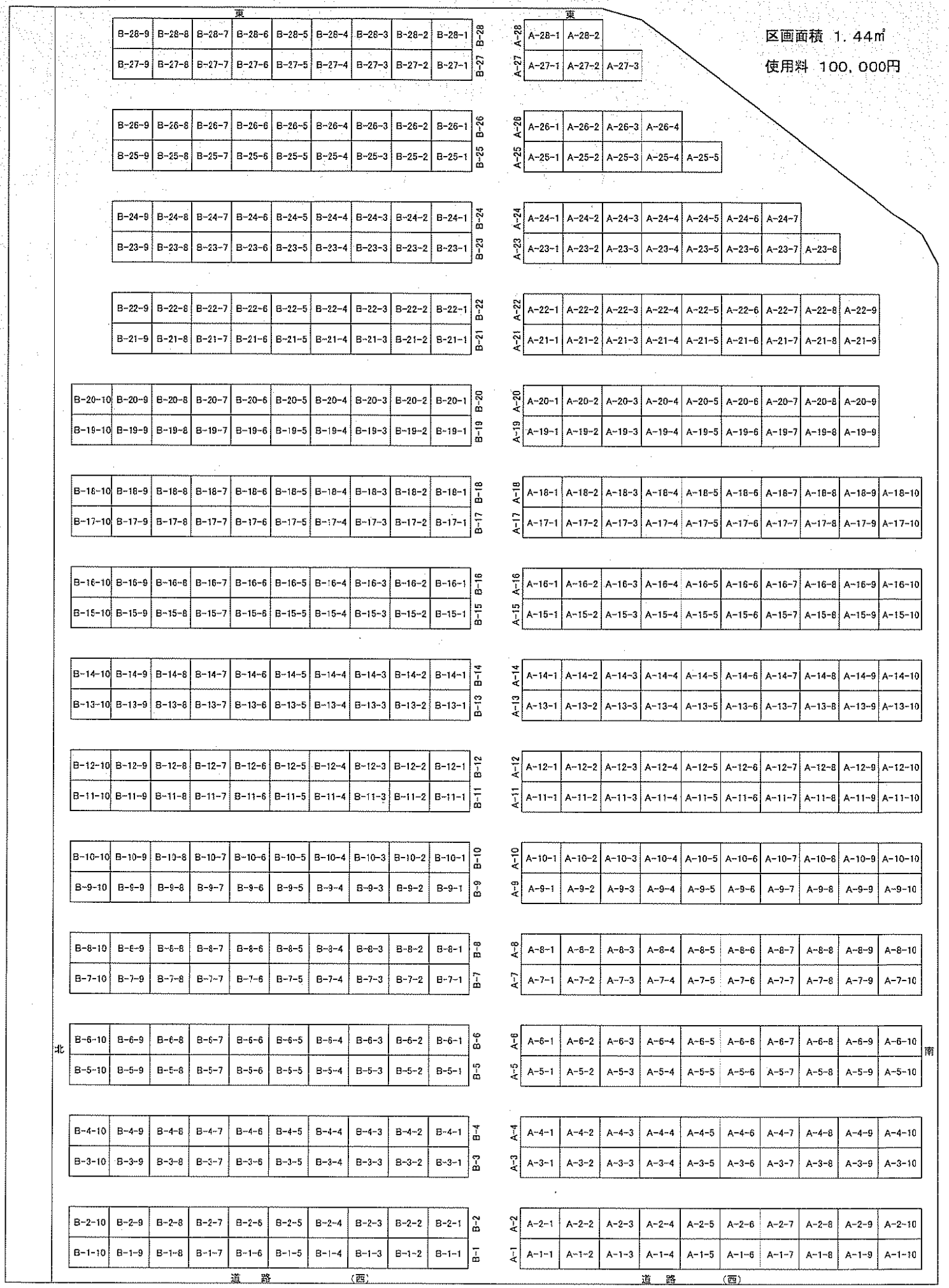
浜松市細江高台墓地（浜松市北区細江町中川 7172 番地の 1954）



高台墓地使用位置図　（区画総数　517区画）

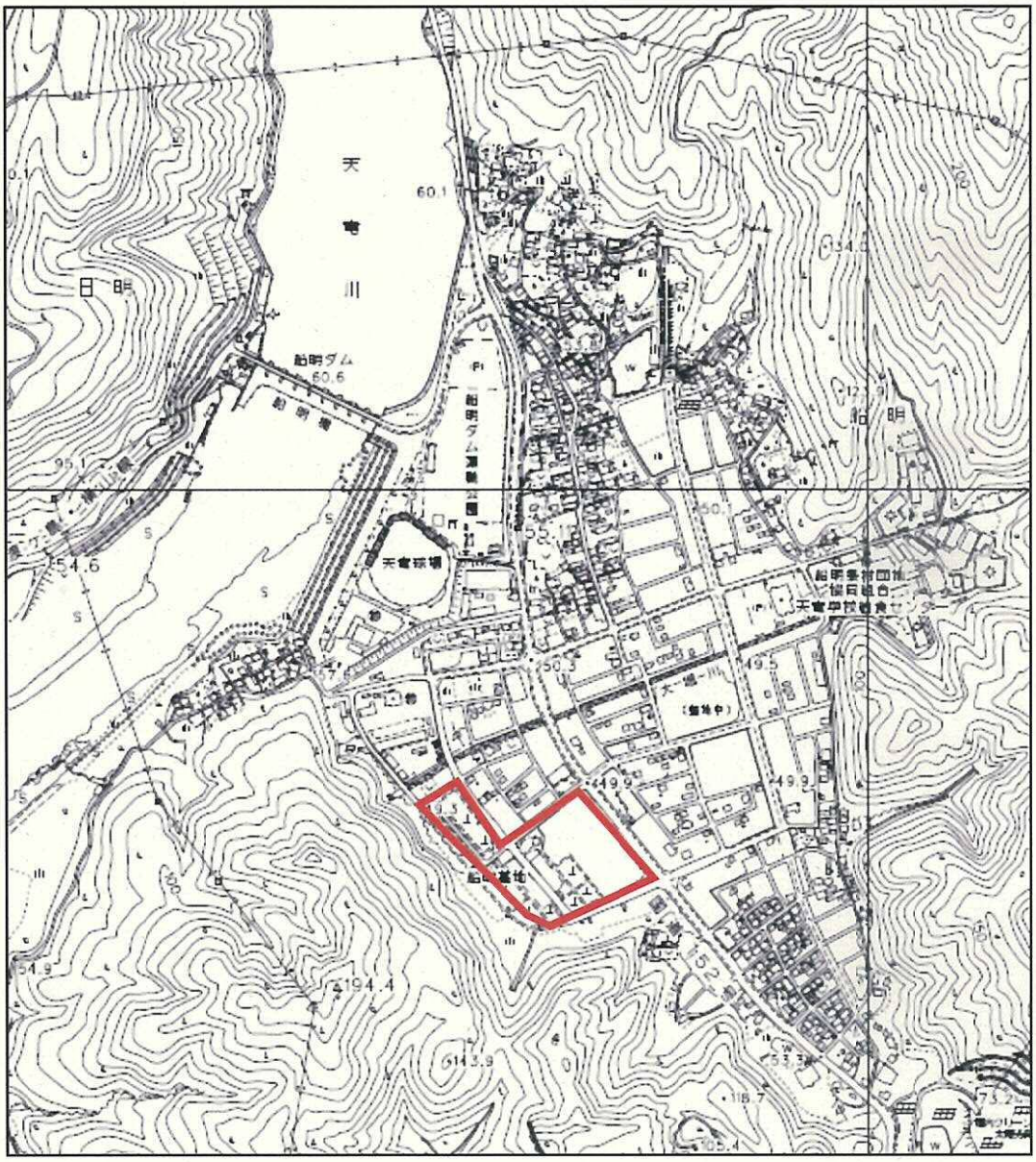
区画面積　1．44㎡

使用料　100，000円



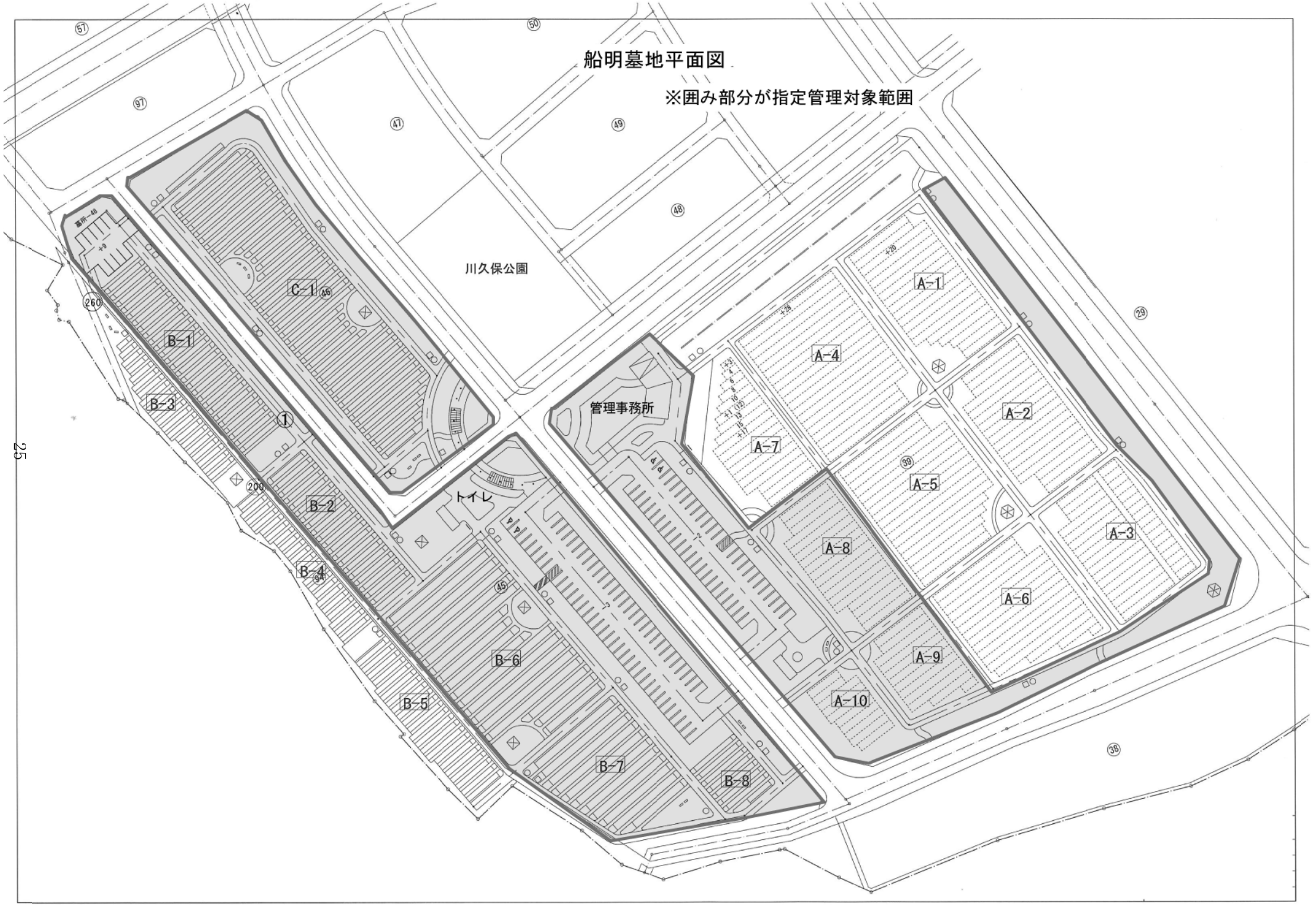
資料２　墓地の位置図及び概要図

浜松市船明墓地（浜松市天竜区船明 2065 番）



船明墓地平面図

※囲み部分が指定管理対象範囲



別添1

浜松市墓園・墓地及び納骨堂
指定管理者指定申請書等様式

第３号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　鈴木　康友

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）
担当者氏名
電話番号

指定管理者指定申請書

浜松市墓園・墓地及び納骨堂の指定管理者の指定を受けたいので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条の規定により申請します。

【提出書類】

（１）宣誓書「別紙第４号様式」
（２）役員等名簿「別紙第４－２号様式」
（３）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
（４）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（５）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
（６）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（７）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
　　直近２年間の法人事業税の納税証明書
　　市税の完納証明書
（８）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
　　①委任状（別紙第４－４号様式）
　　②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（９）浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者事業計画書「別紙第５号様式」（全期間分）
⑽ 提案資料（プレゼンテーション資料）
⑾ 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第４－５号様式」
⑿ 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同事業体の場合、（１）～（８）は構成団体全てについて書類を提出

第４号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　鈴木　康友

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）

宣　誓　書

浜松市墓園・墓地及び納骨堂の指定管理者の指定を申請するにあたり、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第３条に規定する指定管理者となることができない法人等又は浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「基本指針」といいます。）第８条に規定する指定管理者の申請者となることができない者（以下「欠格者」といいます。）に該当しないこと、浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしていること及び添付書類の内容について事実に相違ないことを宣誓いたします。

また、指定管理者の指定に係る議決の日（優先交渉権者以外の者にあっては、優先交渉権者の決定の日）までに欠格者に該当することとなったときは、直ちに浜松市に通知します。

なお、基本指針第８条第４号及び第５号に該当しないことを確認するため、「浜松市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、役員等名簿により、浜松市が静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを同意します。

第４－２号様式

役員等名簿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
代表者			

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

※共同事業体で応募の場合は、構成するそれぞれの団体について提出してください。

（指定管理者募集申込申請用）

証　　明　　願

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

各募集要項で必要とする正本（原本）の部数を交付申請窓口に提出するよう、応募者に案内してください。

住所又は所在地
申　請　者　（商号又は名称）
（代表者）氏名
（署名又は記名押印をしてください）

代　理　人　住　　所
氏　　名
（署名又は記名押印をしてください）

指定管理者募集に係る指定管理者指定申請のため、下記納税義務者が、３０日前現在において納期限の到来している市税については、完納していることを証明願います。

記

納税義務者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	

浜財税証第　　号

記載上の注意事項

１　申　請　者　個人：自宅住所・氏名を署名又は記名押印。
法人：法人所在地・法人名称・代表者氏名を代表者が署名又は記名押印（法人名が入っている代表者印）。なお、代表者が申請する場合、代表者住所と法人所在地が異なる場合には代表者住所も併記する。
２　代　理　人　窓口に来られる方の住所、氏名を署名又は記名押印（スタンプ印不可）。
３　納税義務者　個人（個人事業主も含む）・・・自宅住所・氏名
法人　・・・・・・・・・・・・・所在地：本社の所在地
名称：本社の名称　⇒　㈱などと略さないこと

証明書の交付申請窓口

浜松市役所収納対策課（元目分庁舎）、税務総務課（本庁舎）
北区及び天竜区税務グループ（区役所内）
各区役所区民生活課（中区、北区及び天竜区は除く）
協働センター（春野・佐久間・水窪・龍山に限る）
※　受付時間：午前９時～正午、午後１時～４時

証　明　手　数　料　１件　３５０円

※証明申請時には、窓口に来られた方の本人確認をいたします。免許書等顔の確認できる書類であれば１点、保険証など顔写真が入っていないものであれば２点をご持参願います。
※代理人が申請する場合
個人　申請者欄は申請者本人が署名又は記名押印してください。
法人　申請者欄は代表者が署名又は記名押印してください。
※＜証明書交付の申請についての問い合わせ先＞　浜松市役所収納対策課　TEL053-457-226

承認番号は削除しないでください。

４－３（承認番号）

第４－４号様式

委　任　状

（あて先）浜松市長　鈴木　康友

年　　月　　日

受任者
住　　所
商号又は名称
役　職　名
代 表 者氏名　　印

私は、上記の者を代理人と定め、浜松市との間における下記事項に関する権限を委任します。

委任事項

１　浜松市墓園・墓地及び納骨堂の管理に関する基本協定の締結について。
２　指定管理料の請求並びに受領に関すること。
３　その他の浜松市墓園・墓地及び納骨堂管理に関する基本協定の履行に関する一切の権限。

委任者
本 社 住 所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

・「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合、以下のいずれかを提出
①委任状（第４－４号様式）
②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号の様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

第４－５号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　鈴木　康友

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）

提案資料の取扱いに関する回答書

提案資料の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件　：　浜松市墓園・墓地及び納骨堂の指定管理者の指定申請

上記対象案件に関する提案資料に、申請者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより申請者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合
提案資料において申請者の正当な利益を害すると考える部分は、別添のとおりです。

第５号様式

指定管理者事業計画書

１　施設名、申請者名

施設名	浜松市墓園・墓地及び納骨堂
申請者名	

２　事業内容

１	**施設の運営方針**	市の施策や墓地という特殊性を踏まえた施設の設置目的を達成するための基本的な考え方と運営方針を記載してください。
２	**（１）事業の具体的取り組みについて**	仕様書に定めた事業に対する具体的な取組み方や内容を記載してください。 また、以下の取組については具体的に記載してください。 ・施設利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案 ・業務の第三者委託の範囲、委託先に対する考え方について ・施設間の連携が図られる提案について ・墓参者が快く墓参ができる環境づくりに関する提案 ・船明墓地の利用者増加に繋がる取組みについて
	（２）施設の運営体制・職員の配置について	以下の点を中心に記載してください。 ・組織的な管理体制の構築について ・管理責任者の資質、職責について ・施設管理上、必要となる職員数と職員の確保及び配置について ・職員の能力向上のための指導や研修内容について
	（３）適正な管理・モニタリングについて	以下の点を中心に記載してください。 ・指定管理者によるセルフモニタリングの方法、頻度、内容について ・施設や植栽等の維持管理計画について ・利用者の個人情報保護のための対策について ・事務処理ミスや情報漏洩に関する対策やミス等発生時の対応が適切に対応できる仕組みについて ・各種設備の法定点検、法定外点検及び日常点検について ・経理簿等各種帳簿類を整備し、情報公開や監査等に適切に対応できる仕組みについて ・共同事業体の場合は、構成員に責任分担や構成員が撤退した場合の対応策について

2	（4）安全管理・緊急時への対応について	以下の点を中心に記載してください。 ・防犯、防災対策や災害時の危機管理体制について。 ・事故、災害時等の対応マニュアルや、職員に対する研修等の取組みについて。
	（5）市民サービスの向上について	サービスの質を維持、向上させるための提案を具体的に記載してください。 ※提案内容が施設の目的に沿ったものか、実現性があるか十分考慮して提案してください。また利用者サービス向上のために指定管理者として創意工夫する内容がわかるように記載してください。なお、自主事業として行う事業は自主事業で行う旨を記載してください。
	（6）環境・障がい者等への配慮について	SDGｓ、省エネ、環境負担の軽減、障がい者の雇用に対する提案（雇用、優先調達、障がい者雇用を行っている業者への再委託）があれば記載してください。
	（7）平等利用について	利用者が施設を平等に利用できるようにどのように取組むか具体的に記載してください。
3	（1）団体の物的・財政的能力について	・指定期間中、安定的な管理運営を行っていくために必要な人的基盤や財政基盤の保有状況、又は、今後どのように確保していくかについて具体的に記載してください。 ・現場でのトラブル発生時に、団体としてどのように対応できるか記載してください。
	（2）施設の運営実績について	類似施設の業務経験及び実績があれば具体的に記載してください。
	（3）団体の地域貢献について	・施設周辺や施設運営に関する地元団体や地元企業等との連携や協働による事業展開を図る提案があれば記載してください。また、その期待される成果についても記載してください。 ・施設管理にあたり、地元発注、地元住民等の雇用などの考えがある場合は記載してください。
4	（1）活動拠点について	事業活動の拠点地を記載してください。
	（2）各種認定等の有無	各種認定を受けている場合、内容を記載してください。
5	収支計画について	指定管理料提案額の根拠及び収支計画の考え方、経費を低減するための実施可能な提案を具体的に記載してください。

３ 管理施設の管理業務の実施計画

【令和５年～令和９年の計画について記載してください。】

＜管理に係る経費の収支予算（単位：円）＞

区　分	項　　目		金　　額	積算根拠等
収　入	市指定管理料収入			
	自販機手数料収入			
	雑収入			
	収　入　合　計　（a）			
支　出	管理費	人　件　費		正規職員○人 非常勤　○人 法定福利厚生費
		旅　　費		
		需　用　費		
		役　務　費		
		委　託　料		
		使用料及び賃借料		
		備品購入費		
		修　繕　費		
	運営費	人 件 費		
		事 業 費		
		○ ○ 費		
		△ □ 費		
	一般管理費	役員報酬		
		福利厚生費		
		○×費		
	支　出　合　計　（b）			
収　支　差　　(a) － (b)				

※各事業年度の収支が判るように記載してください。

※この表には、自主事業の収支は記載しないでください。

※この表の他に、収支（損益）計算書、貸借対照表を添付してください。（作成している団体に限る。）

４　第三者への委託

業務名
館内清掃
○○設備点検保守
施設修繕

※この表には、自主事業に係るものは記載しないでください。

※包括的な委託はできません。

５　自主事業の実施計画（例）

① 自主事業計画書（例）

事　　業　　名	目的・内容・利用者負担・実施回数等
例＝〇〇教室の開催	
例＝〇〇の販売	

② 自主事業における収支計画（単位：円）

区　分	項　　目		金　　額	積算根拠等
収　入	〇〇〇教室収入			
	□□□教室収入			
	◇◇◇販売収入			
	収　入　合　計　（a）			
支　出	管理費	人　件　費		
		旅　　費		
		需　用　費		
		役　務　費		
		委　託　料		
		使用料及び賃借料		
		備品購入費		
		修　繕　費		
	運営費	人 件 費		
		事 業 費		
		〇 〇 費		
		△ □ 費		
	支　出　合　計　（b）			
収　支　差　　(a) － (b)				

※各事業年度の収支が判るように記載してください。

自主事業の実施にかかるチェックリスト		
(1)	当該施設の設置目的に合致しているか	□
(2)	条例に基づき定められた業務を妨げない範囲において行われること	□
(3)	自己の責任と費用（指定管理料を流用することはできない）において実施するものであること	□
(4)	設備、物品等を持ち込み公の施設（土地又は建物）を占用する場合又は自主事業を実施するにあたり一般利用を制限する場合、行政財産の使用許可申請が必要となること	該当あり□ 該当なし□

別紙

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
担当者氏名
電話番号
E-mail :

質　問　書

浜松市墓園・墓地及び納骨堂指定管理者募集要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

●質問事項

項　目	（募集要項又は資料名：ページ、項目）
内　容	

※　質問事項は、本書式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。
※　電子メール以外の方法で提出する場合はご相談ください。（電話でのご質問にはお答えいたしかねます）

（提出先）
〒430-8652　　浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市市民生活課　　担当　小池、鈴木
電話　０５３－４５７－２０２６
E-mail　simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別紙

令和　　年　　月　　日

所　在　地
団　体　名
申請者　代表者氏名
担当者氏名
電 話 番 号

指定管理者応募者説明会及び施設案内参加申込書

浜松市墓園・墓地及び納骨堂の応募者説明会、施設案内への参加を、下記のとおり申し込みます。

１　応募者説明会、施設案内

日　　時　　令和４年７月１日（金）　午前９時～午後４時（予定）
場　　所　　浜松市中区中沢町５番地　中沢墓園集合
日　　程　　午前：中沢墓園⇒雄踏墓地⇒舞阪吹上墓地⇒三方原墓園（管理棟にて説明会）
　　午後：細江高台墓地⇒船明墓地
参加人数　　各団体２名以内とします。

参加者氏名	

※現地集合で各墓園、墓地の移動は各自で行っていただきます。
※応募者説明会、施設案内に参加される場合は、令和４年６月２９日（水）午後４時までに電子メールにてお申し込みください。
※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

（提出先）
〒430-8652　　浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市市民生活課　　担当　小池、鈴木
電話　０５３－４５７－２０２６
E-mail　simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別添2

浜松市墓園・墓地及び納骨堂
指定管理者　資料

１　自動販売機売上収入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　支出の状況（令和３年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　光熱水費の状況（令和３年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　墓園等申請処理件数状況（令和３年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
５　役務費（郵送料）に関する見込み件数（令和５年～令和９年）・・・・・・・・・・７

1　自動販売機売上収入状況

（単位：円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,635,478	1,774,204	1,704,914

2　支出の状況（令和3年度）

※下記項目の合計金額に、人件費及び事業費支出額を加えたものが全体の支出額となります。

【事務費】　（単位：円）

科目		
消耗品費	コピー用紙、事務用品、納骨袋、アルコール消毒剤等	948,051
印刷製本費	封筒作成	0
修繕費	施設修繕（蛍光灯・水道部品等取替）	205,209
役務費	郵便料、電話料等	414,116
合計		1,567,376

【管理費】　（単位：円）

科目		
光熱水費	電気、上下水道料金	3,269,618
NHK受信料		14,031
合計		3,283,649

３ 光熱水費の状況

中沢墓園光熱水使用量（令和3年度）

月	電気	水道	
		上水使用量	下水道
	昼間使用量(khw)	使用量(㎥)	使用量(㎥)
	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)
4	743		
	16,937		
5	703	136	
	16,853	20,344	7,882
6	578		
	14,363		
7	674	102	
	16,369	18,504	7,020
8	625		
	15,250		
9	687	133	
	16,976	20,176	6,508
10	663		
	16,908		
11	687	100	
	17,887	21,592	7,882
12	725		
	19,162		
1	753	125	
	20,272	19,762	7,882
2	628		
	18,161		
3	631	95	
	18,961	18,628	8,394
合計	8,097	691	
	208,099	119,006	45,568

三方原墓園光熱水使用量（令和3年度）

月	電気	水道	
		上水使用量	下水道
	昼間使用量(khw)	使用量(㎥)	使用量(㎥)
	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)
4	4,672		
	135,251		
5	4,691	208	
	139,967	60,164	
6	2,919		
	122,917		
7	5,277	171	
	154,857	52,350	
8	4,999		
	147,543		
9	5,227	176	
	156,452	53,222	
10	4,656		
	145,614		
11	5,080	204	
	158,652	59,174	
12	4,932		
	155,890		
1	6,593	189	
	189,297	56,398	
2	5,118		
	169,850		
3	4,585	139	
	160,822	45,570	
合計	58,749	1,087	
	1,837,112	326,878	0

３ 光熱水費の状況

舞阪吹上墓地光熱水使用量（令和3年度）

月	電気	水道	
		上水使用量	下水道
	昼間使用量(khw)	使用量(㎥)	使用量(㎥)
	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)
4	49	12	
	1,491	2,112	
5	52		
	1,599		
6	44	11	
	1,450	2,068	
7	54		
	1,654		
8	49	16	
	1,547	2,288	
9	47		
	1,531		
10	44	23	
	1,494	2,780	
11	52		
	1,689		
12	45	17	
	1,561	2,332	
1	55		
	1,813		
2	46	11	
	1,672	2,068	
3	45		
	1,699		
合計	582	90	
	19,200	13,648	0

雄踏墓地（1～3号区）光熱水使用量（令和3年度）

月	電気	水道	
		上水使用量	下水道
	昼間使用量(khw)	使用量(㎥)	使用量(㎥)
	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)
4	441	19	
	18,609	2,420	
5	524	0	
	20,216	1,320	
6	278	27	
	16,751	3,202	
7	74	0	
	13,867	1,320	
8	80	7	
	13,968	1,892	
9	73	1	
	13,900	1,364	
10	83	10	
	14,090	2,024	
11	68	0	
	13,844	1,320	
12	69	8	
	13,904	1,936	
1	80	0	
	14,110	1,320	
2	61	8	
	13,863	1,936	
3	41	0	
	13,429	1,320	
合計	1,872	80	
	180,551	21,374	0

3 光熱水費の状況

船明墓地光熱水使用量（令和3年度）

月	電気	水道	
		上水使用量	下水道
	昼間使用量(khw)	使用量(㎥)	使用量(㎥)
	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)	月間使用金額(円)
4	441		
	17,625		
5	445	98	
	18,097	22,718	16,796
6	416		
	17,634		
7	551	74	
	21,159	19,386	13,038
8	961		
	31,626		
9	616	123	
	23,072	25,024	19,266
10	592		
	22,721		
11	476	98	
	19,760	22,306	16,302
12	566		
	22,399		
1	872	90	
	31,313	21,512	15,434
2	726		
	28,268		
3	546	59	
	23,586	20,498	8,702
合計	7,208	542	
	277,260	131,444	89,538

４　墓園等申請処理件数状況（令和3年度）

【墓園・墓地関係】

申請・届出種別	件数
墓所利用許可申請書	182
墓所利用権承継許可申請書	370
墓所利用許可書再交付申請書	266
納骨届	921
住所・氏名変更届	110
碑石等設置・改修届	175
管理者選任届	0
墓所返還届	63
その他（取り下げ）	0
合計	2087

【納骨堂関係】

申請・届出種別	件数
納骨許可申請書（永年）	313
納骨許可申請書（期限付き）	57
期限付き納骨許可更新申請書	498
永年納骨生前登録申請書	290
永年納骨依頼届	42
納骨届	425
納骨許可承継承認申請書	10
住所・氏名変更届	40
祭祀承継者変更届	11
納骨許可書再交付申請書	45
納骨堂収蔵焼骨引取届	61
その他（取り下げ）	0
合計	1792

５　役務費（郵送料）に関する見込み件数（令和5年～令和9年）

種類		送付内容	金額・回数		件数（見込み）				
					R5	R6	R7	R8	R9
墓地	墓所新規申請（船明）	納付書・許可書	84円*2回	件数（件）	80	80	80	80	80
				金額（円）	13,440	13,440	13,440	13,440	13,440
	墓所新規申請（再貸付）	納付書・許可書	84円*2回	件数（件）	100	100	100	70	70
				金額（円）	16,800	16,800	16,800	11,760	11,760
	墓所管理料（更新分）	納付書	84円*1回	件数（件）	573	332	347	414	900
				金額（円）	48,132	27,888	29,148	34,776	75,600
	墓所許可書・再交付	許可書	84円*1回	件数（件）	300	300	300	300	300
				金額（円）	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200
納骨堂	永年納骨（新規）	納付書・許可書	84円*2回	件数（件）	360	360	360	360	360
				金額（円）	60,480	60,480	60,480	60,480	60,480
	期限付き納骨（新規）	納付書・許可書	84円*2回	件数（件）	50	50	50	50	50
				金額（円）	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
	期限付き納骨（更新）	通知・納付書・許可書	84円*3回	件数（件）	530	530	530	530	530
				金額（円）	133,560	133,560	133,560	133,560	133,560
	納骨堂許可書・再交付	許可書	84円*1回	件数（件）	10	10	10	10	10
				金額（円）	840	840	840	840	840
	永年納骨生前登録更新	通知	84円*1回	件数（件）	250	250	250	250	250
				金額（円）	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
他	所有者連絡	通知	84円*1回	件数（件）	100	100	100	100	100
				金額（円）	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
				金額合計	336,252	316,008	317,268	317,856	358,680